

# 浜松市スポーツ少年団優秀指導者表彰規程

## (目 的)

第1条 スポーツ少年団の育成指導にあたって、永年にわたり精励し、顕著な功績のあった指導者を、規約第4条に基づいて表彰する。

## (資 格)

第2条 この規定による指導者とは、地域において現に単位スポーツ少年団を育成指導している指導者で、日本スポーツ少年団に継続して登録している指導者、役員及びスタッフで、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者をいう。

2 第1条による永年とは、満5年以上をいう。

## (申請の方法)

第3条 前条に該当する者があるときは、定める期日までに推薦書に次の事項を記載して、本部長に提出する者とする。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 氏名、住所、生年月日 | ② 所属団体       |
| ③ 所属期間       | ④ 業績         |
| ⑤ 推薦理由       | ⑥ その他特記すべき事項 |

## (選考の方法)

第4条 本部長は、前条により推薦された者について、理事会に諮って決定する。

## (表彰の方法)

第5条 表彰は、毎年1回スポーツ少年団交流会、もしくは総会の日に行う。

附 則 この規定は、昭和61年7月1日から施行し、昭和61年4月1日に逆のぼって適用する。

附 則 この規定は、令和7年12月9日から施行する。